

「IP アドレス割り当て等に関する規則」新旧対照表

	現在の文書	改定後の文書
移 転	第 8 条 ( IP 割り当て管理業務の原則 ) ( 該当なし )	第 8 条 ( IP 割り当て管理業務の原則 ) <u>2 前項で言う IP アドレスには、以下のものを含む。</u> <u>( 1 ) この規則に基づいて当センターから割り振られる IP アドレス</u> <u>( 2 ) JPNIC 以外のレジストリから割り振りまたは割り当てを受け、JPNIC に管理が移管された IP アドレス</u> <u>( 3 ) 2011 年 8 月 1 日以降に当センターが移転を承認し、IP 指定事業者が管理することとされた IP アドレス</u>
料 金 改 定	第 28 条 ( IP アドレス割り振り手数料 ) <u>2 IP 指定事業者は、当センターが別途文書に定める最小割り振りサイズより小さい IP アドレス数の割り振り、または割り当てを受けた場合は、現実に割り振り、または割り当てを受けた IP アドレス数にかかわらず、最小割り振りサイズの IP アドレス数に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。</u>	第 28 条 ( IP アドレス割り振り手数料 ) 2 <u>( 削除 )</u>
料 金 改 定	第 29 条 ( IP アドレス維持料 ) 2 前項にかかわらず、IP 指定事業者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の割り振りを受けている場合は、それぞれの IP アドレス <u>数に応じた基準値にしたがって</u> 算出される維持料のうち、いずれか金額の高い方を当該年度の IP アドレス維持料として支払えば足りる。	第 29 条 ( IP アドレス維持料 ) 2 前項にかかわらず、IP 指定事業者が IPv4 アドレスおよび IPv6 アドレスの両方の割り振りを受けている場合は、それぞれの IP アドレス <u>の総量に応じて</u> 算出される <u>IP アドレス</u> 維持料のうち、いずれか金額の高い方を当該年度の IP アドレス維持料として支払えば足りる。
料 金 改 定	第 29 条 ( IP アドレス維持料 ) ( 該当なし )	第 29 条 ( IP アドレス維持料 ) <u>3 第 1 項にかかわらず IP 指定事業者がプロバイダ非依存アドレス ( 以下「PI アドレス」という ) の割り当てを受けている場合は、IP 指定事業者として割り振りを受けた IP アドレス数と、割り当てを受けた PI アドレスのアドレス数の合計に応じて IP アドレス維持料を算</u>

		<u>定するものとする。</u>
料金改定	付則 (該当なし)	付則 <u>12 この規則は、IPアドレス等料金改定に伴い、2011年8月31日に改正され、その規則は2011年11月1日より実施する。</u>
料金改定	付則 (該当なし)	付則 <u>13 IPアドレス割り振り手数料は、2013年3月31日までに割り振るIPアドレスを対象として請求し、2013年4月1日以降に割り振るIPアドレスに対しては適用対象外とする。</u>
料金改定	付則 (該当なし)	付則 <u>14 第7条第2項の定めにかかわらず、当センターから既にIPアドレスの割り振り、割り当て、またはAS番号の割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。</u>
料金改定	付則 (該当なし)	付則 <u>15 IPアドレス維持料の額について、JPNIC正会員であるIP指定事業者には、算出したIPアドレス維持料から100,000円を減じた金額を請求する。ただし、減額前のIPアドレス維持料の額が100,000円に満たない場合は請求をしないこととする。</u>
料金改定	付則 (該当なし)	付則 <u>16 第29条第3項の定めにかかわらず、2013年度まではIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス、割り当てを受けたPIアドレスを合計せず、別々にIPアドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IPアドレス維持料の合算額から行うものとする。</u>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更</p>	<p>別紙 2 . IP アドレス割り振り手数料算出のための基準値 (該当部分記載なし)</p>	<p>別紙 2 . IP アドレス割り振り手数料算出のための基準値 <u>(表の IPv4 アドレス列に以下を追加)</u> <u>/23 ... 512</u> <u>/24 ... 256</u></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">料金改定</p>	<p>別紙 4 . IP アドレス維持料 (以下省略)</p>	<p>別紙 4 . IP アドレス維持料 <u>(2013 年度まで)</u> (以下省略)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">料金改定</p>	<p>別紙 (該当なし)</p>	<p>別紙 <u>5 . IP アドレス維持料 (2014 年度以降)</u> <u>IP アドレス維持料は、毎年 4 月 1 日 0:00 の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</u> <u>・ IPv4 アドレスに基づく算出</u> <math display="block">(65000 \times 1.3^{(\log_2 [IPv4 \text{ アドレスの総数} - 9])}) + \text{消費税および地方消費税相当額}</math> <u>(単位：円)</u> <u>・ IPv6 アドレスに基づく算出</u> <math display="block">(65000 \times 1.3^{(\log_2 [IPv6 \text{ アドレスの総数} / 56 \text{ の個数} - 23])}) + \text{消費税および地方消費税相当額}</math> (単位：円) <u>注 4 ) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。</u> <u>注 5 ) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は 52,500 円とする。</u> <u>注 6 ) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</u></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">料金改定</p>	<p>別紙 5 . IP アドレス維持料の支払い方法 IP アドレス維持料は、4 月 1 日 0:00 をもって計算された IP アドレス数の総量に基づいた <b>維持料</b> をその月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。 <u>ただし、当センターが別に定める手続きを経ることにより、IP 指定事業者は、半期払いを選択することができる。半期払いの場合は、該当年度の 4 月 1 日 0:00 と 10 月 1 日 0:00 をもって計算された IP アドレス数の総量に基づいた維持料の</u></p>	<p>別紙 6 . IP アドレス維持料の支払い方法 IP アドレス維持料は、4 月 1 日 0:00 をもって計算された IP アドレス数の総量に基づいた <b>IP アドレス維持料</b> をその月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。 7 . 遅延利息 IP 指定事業者は、IP アドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、<b>未払い</b> IP アドレス維持料に対する支払期日の翌日</p>

<p><u>2分の1をそれぞれ前期維持料、後期維持料として、それぞれ維持料を計算した月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p> <p>IP指定事業者は、IPアドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、<u>未払</u>IPアドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>	<p>から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>
--	--

### 字句の修正

現在の文書	改定後の文書
<p>第18条（割り当て報告および再割り振り報告）</p> <p>IP指定事業者は、前条に基づいて割り当ておよび再割り振りを行った場合、別に定める様式に<u>したが</u>い当センターに報告しなければならない。当センターに報告された情報は、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、当センターのデータベースに登録され、公開・開示される。</p>	<p>第18条（割り当て報告および再割り振り報告）</p> <p>IP指定事業者は、前条に基づいて割り当ておよび再割り振りを行った場合、別に定める様式に<u>従</u>い当センターに報告しなければならない。当センターに報告された情報は、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより、当センターのデータベースに登録され、公開・開示される。</p>
<p>第20条（IP指定事業者の義務）</p> <p>3 IP指定事業者は、別に定める手続に<u>したが</u>い逆引きのためのネームサーバの設定、管理および運用を行わなければならない。</p>	<p>第20条（IP指定事業者の義務）</p> <p>3 IP指定事業者は、別に定める手続に<u>従</u>い逆引きのためのネームサーバの設定、管理および運用を行わなければならない。</p>
<p>第26条（IP指定事業者契約終了に伴う義務）</p> <p>IP指定事業者契約を終了する場合、IP指定事業者は新たな割り当ておよび再割り振りを行ってはならず、次章の定めに<u>したが</u>いエンドユーザおよび再割り振り先の事業者からIPアドレスの返却を受けたうえで、別に定める手続に<u>したが</u>い受託IPアドレス空間のすべてを当センターに対し返却しなければならない。</p>	<p>第26条（IP指定事業者契約終了に伴う義務）</p> <p>IP指定事業者契約を終了する場合、IP指定事業者は新たな割り当ておよび再割り振りを行ってはならず、次章の定めに<u>従</u>いエンドユーザおよび再割り振り先の事業者からIPアドレスの返却を受けたうえで、別に定める手続に<u>従</u>い受託IPアドレス空間のすべてを当センターに対し返却しなければならない。</p>

<p>第 27 条（返却）</p> <p>IP 指定事業者は、エンドユーザもしくは再割り振り先の事業者との間に存する接続が終了した場合、別に定める手続に <u>したがって</u> その者から IP アドレスの返却を受けなければならない。</p>	<p>第 27 条（返却）</p> <p>IP 指定事業者は、エンドユーザもしくは再割り振り先の事業者との間に存する接続が終了した場合、別に定める手続に <u>従って</u> その者から IP アドレスの返却を受けなければならない。</p>
<p>第 28 条（IP アドレス割り振り手数料）</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、<u>別表</u>「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた基準値に <u>したがって</u> IP アドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP 指定事業者が IPv4 アドレス・IPv6 アドレスのいずれを問わず、IP アドレスの割り振りを初めて受けた場合に限り、第 7 条第 2 項の契約料の支払いをもって本条の IP アドレス割り振り手数料を支払ったものとする。</p>	<p>第 28 条（IP アドレス割り振り手数料）</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、<u>別紙</u>「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた基準値に <u>従って</u> IP アドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP 指定事業者が IPv4 アドレス・IPv6 アドレスのいずれを問わず、IP アドレスの割り振りを初めて受けた場合に限り、第 7 条第 2 項の契約料の支払いをもって本条の IP アドレス割り振り手数料を支払ったものとする。</p>
<p>第 29 条（IP アドレス維持料）</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、<u>別表</u>「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。この IP アドレス数には、IP 指定事業者が割り当てを行っていない IP アドレス数も算入する。</p>	<p>第 29 条（IP アドレス維持料）</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、<u>別紙</u>「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。この IP アドレス数には、IP 指定事業者が割り当てを行っていない IP アドレス数も算入する。</p>
<p>第 32 条（通知）</p> <p>3 IP 指定事業者が第 6 条第 3 項または第 14 条 2 項の手続を怠った場合に、当センターが IP 指定事業者の届け出た最新の事項に <u>したがって</u> 通知を発したときは、当該通知が IP 指定事業者に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。</p>	<p>第 32 条（通知）</p> <p>3 IP 指定事業者が第 6 条第 3 項または第 14 条 2 項の手続を怠った場合に、当センターが IP 指定事業者の届け出た最新の事項に <u>従って</u> 通知を発したときは、当該通知が IP 指定事業者に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。</p>
<p>第 34 条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、IP</p>	<p>第 34 条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由によ</p>

<p>指定事業者、エンドユーザまたは再割り振り先の事業者が IP アドレスの割り振り、割り当て、IP アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納した IP アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>なお、当該年度の <u>維持料</u> の請求がない場合は、第 7 条第 2 項に基づき納入された契約料の範囲内とする。</p>	<p>り、IP 指定事業者、エンドユーザまたは再割り振り先の事業者が IP アドレスの割り振り、割り当て、IP アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納した IP アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>なお、当該年度の <u>IP アドレス維持料</u> の請求がない場合は、第 7 条第 2 項に基づき納入された契約料の範囲内とする。</p>
<p>別紙</p> <p>1 . IP アドレス割り振り手数料</p> <p>注 2 ) IPv4 アドレスにおける基準値は、割り振られたアドレス空間に含まれるアドレスの数とする。IPv6 アドレスにおける基準値は、割り振られたアドレス空間に含まれるサイトの数そのものではなく、そのサイト数に一定の数式による調整を加えて算出した値とする。IP アドレス割り振り手数料は、基準値に 4.2 円を乗じた額とし、これらの基準値は、後記 <u>別表</u> 2 を参照のこと。</p>	<p>別紙</p> <p>1 . IP アドレス割り振り手数料</p> <p>注 2 ) IPv4 アドレスにおける基準値は、割り振られたアドレス空間に含まれるアドレスの数とする。IPv6 アドレスにおける基準値は、割り振られたアドレス空間に含まれるサイトの数そのものではなく、そのサイト数に一定の数式による調整を加えて算出した値とする。IP アドレス割り振り手数料は、基準値に 4.2 円を乗じた額とし、これらの基準値は、後記 <u>別紙</u> 2 を参照のこと</p>